

昭和五二年一二月一〇日第二種郵便物認可

発行所 || 社会通信社

発行人 || 滝野 忠

東京都千代田区飯田橋4の4の8朝日ビル401号室 電話(03)261-7079

振替 || 東京0-58431 労金 || 東京労金本店No.50234

購読料 || 月額400円 6カ月前納制

（もくじ）

「ニュー社会党」「構想」をめぐる思想状況 2

◇林大鳳氏を悼む

日本労働運動の機關車を失つた 6

「男女雇用機会均等法案」の周辺(二)

政府案は日本の女の恥 8

「臨教審」「労戦」で白熱した討論 10

――日教組第六〇回大会の報告――

この一〇年間を総括し、展望が明らかに 14
――全電通反合研総会から――

岩下武夫著 (社会通信社刊)

「ソ連脅威論」の虚構

好評発売中！ B6版 二百頁 定価千円（送料二百円）

NO. 238

一九八四年八月一日

(毎月一日・一二日・二二日三回発行)
一九八四年八月一日

旬刊社会通信

「ニユーリ・社会党」「構想」をめぐる思想状況

『道』見直しを提起する「現代社研」

七月一〇日の朝日新聞の『構想』をめぐる地方討論集会にかんする記事のなかにつきのことが書いてあつた。

「社会主義協会を離れ『現代社会研究会』を結成した福田豊法政大教授も、会の『月報』に『新しい社会主義の構想の視点』と題する見解を発表、『道』とは異なる視点から社会主義像を考える必要性を訴えた」。

そこで、さっそく『現代社研月報』No.1の「新しい社会主義像の構想の視点」と題する福田報告をみると、なぜ『道』を廃棄し、「新しい社会主義像」を模索しなければならないかという点について、①現存社会主義が「平和の砦」「日本革命にきわめて貴重な教訓を提供している」「国際情勢をリードする」ととらえている点、②日本国内の「急激な変革」を主張している点、③「ある種の階級支配」という表現でプロレタリア独裁の必然性を述べている点について、「今日そのまま肯定的にとらえるわけにはいきません」とし、結論的に「（『道』の）基調をなす考え方は、大変古い型の一挙革命論であり、社会主義とレーニンの国家論・革命論をツギ木した形になつて」いるから『道』を見直さなければならぬのだと提起している。

この福田報告のその他の部分については、「レーニン主義」の否定、ユーロコミニズムへの盲従など従来からの主張のくりかえしにすぎないが（ただ、レーニンの『国家と革命』が氏の主張する「参加・介入」路線とあいのいいから「レーニン主義」は現代に適用できないのだという点を明確にうちだしていることに若干注目しておこう。そうだとすれば、いまでもないことであるが、福田氏はマルクス主義そのものを否定していることになる）、従来と異なる点は、山川均論文のなかの自分に都合のよい箇所（ソ連およびイギリス労働党政府の評価）だけを抜き書きし、「少なくとも私個人としては、こうした山川的立場から、いつしか遠く離れてしまい、社会主義の問題を大変固定的にとらえるようになってしまったことを、深く反省しないわけにはまいりません。『現代資本主義と社会主義像』（河出書房刊）で行なつたことは、今紹介した山川さんの問題意識を現時点でとらえかえすことであつたといつてよいだろうと思ひます」といつてある。

つまり、「山川さんの問題意識を現時点でとらえかえす」ためにあの河出の本を出したというのだ。何という思いあがりであり、山川さんへの冒瀆であろうか。本誌の読者には、あの本の「問題意識」と「山川さんの問題意識」とが天と地ほど違つばかりか、まさに正反対であることを改めて説明するまでもないと思うが、とりあえずつぎの点だけを指摘しておこう。

あの河出の本の「問題意識」は、いうまでもなく『道』を否定し、それにかわる「新しい社会主義像の構想」を提起することであった。ではそこで提起された「新しい社会主義像の構想」とは何か？それがユーロコミニズムやマルクスやレーニンの引用などで粉

飾されていたためその本質を見抜けずにごまかされた人もいるに違いないが、あの本があれほど問題になつたのは、その内容が理論センター報告の「社会主義像の構想」と本質的に同じだったからである。福田氏らはその点を追及されると、そうでないかのように懸命に弁明してきたが、その後、昨年十月に日本評論社から出された理論センター編『新しい社会の創造——解説と提言』の執筆に参加したことによって、まったく、弁明の余地はなくなつたのである。

では、理論センター報告『新しい社会の創造』の本質は何か？ それは本誌がくりかえし明らかにしてきたように、国民党論の“ニュー”版であり、“ニュー社会党”という名の民社党化にほかならない。

こういう福田氏らの態度がいかに山川さんの態度と正反対であるかは、たとえば山川さんが社会党内で一貫して階級政党論の立場にたち、国民党論と真正面からたたかわれたばかりか、左社綱領の作成にも参加され、左右合同にさいしても左社綱領を擁護し階級的立場を堅持されたという事実をふりかえっただけで明らかであろう。

さらに、山川さんのはあい对外盲従主義とは無縁であり、マルクス・レーニン主義の日本への適用にかんするかぎりあくまでも自分の頭で考え、主体性を堅持されたからこそ労農派はうまれたのだということを想起こそと、ただユーロコミュニズムを日本にもちこもうとするだけの福田豊氏の对外盲従主義とはまさに正反対である。さらにまた、当時の山川さんがソ連やレーニンなどについて独自の見解をもたれ、イギリス労働党などについても視野に收められていたことが事実としても、山川さんはけつして「反レーニン主義」者ではなく、福田氏らのように「レーニン主義」を否定したりしたことではないという点においても、まさに天と地ほどの差がある。

理論的無知をさらけだした「ニュー社会党宣言」

このように、「構想」は、超階級的・超体制的な「人間解放」という立場にたつて「社会主義像」を論じている。しかし、資本家階級を打倒する社会主義革命によってまず労働者階級を搾取から解放しないかぎり、「すべての人間」を「非人間化の体系から解放」することは不可能である。したがつて、社会主義とは「人間解放」ではなく、なによりもまず労働者階級の解放でなければならず、そして、まさに搾取を廃絶するためにこそ、プロレタリアート独裁が不可避的で必然的になるのであるが、それ以前の問題として、「構想」や『ニュー社会党宣言』の起草者たちは、口さきでは搾取の廃絶をいっても、実は搾取とは何かということすらわかつていないのである。たとえば、武藤山治氏の「私のめざす社会主義——「構想」の定着から『ニュー社会党宣言』へ」という論文をみてみるとこう書いてある。

「構想では、人間を解放し、自由と平等、連帯の社会を作ることを目標にかかげているが、人間を解放するという事は一体どういう事なのか。そして、搾取や収奪、さらに非人間化の体制から人間を解放するというが、一体どういう事なのか。(中略)要するに搾取がなくなるという事はどういう事なのか。付加価値生産物を、あるいは剩余生産物を一〇〇%労働者に分配するという事が実現した時に、搾取がなくなると考えるのか。どういう

社会になつても、全収益なり、付加価値を全て労働者に分配してしまえば、再生産する為の資金や働くことのできない子供や高齢者を養う資金がなくなり、社会の進歩や生活の向上は困難となる。いかなる社会であつても、全生産物や全収益を、労働者に分配してしまつことが、搾取をなくすることだという発想は実際に成り立たないと、私は考へるのである。

あるいはまた、人間疎外といつても何から人間を解放するのか、そもそも資本主義の人間疎外とは一体何なのか……」（『政権構想レポート』二六号、一三七—四頁）。

これは驚いた！まさに搾取の問題がまるでわかつていなことをさらけだしているばかりか、いっていること自体もまるで支離滅裂である。だが、これをみて想い出したのは、「中期経済政策」の起草者であった大内力教授のつぎの発言である。『中期経済政策』の大会における提案者がほかならぬ武藤氏（当時政審会長）であったので、おそらくその起草の過程で同教授から聞きかじったことをうけうりしたのだろうが、たんに物真似するだけではなくて、「付加価値」というような自分にもよくわかつていな言葉をつけ加えたりしたものだから、いっそうな支離滅裂なものになつたのである。

「**大内**（『道』には）社会主義社会では搾取がないということが強調されていますが、それは具体的にはどういうことなのでしょうかね。何んとなく、労働全収益論みたいで、労働者が自分たちのつくったものを全部おれのものだとなしうる、ということを考えているようにも読める」（『労働者自主管理研究』第五号、一九七九年八月号 五六頁）。

「労働者が自分たちのつくったものを全部おれのものだとなしうる」としたら、そもそも社会はなりたたない。こんな社会はかつてあつたためしがないし、これからもありうるはずがない。その「ようにも読める」とおっしゃるが、いittai『道』の何頁の何行目にそんな馬鹿なことが書いてあるのか！この先生は、搾取とは何かということがおわかりになつていないのでなく、文章の読み方もわかつていないのである。

つまり、この先生は搾取がわかつていなために搾取がなくなればどういうことになるかということについても想像がつかないのである。階級社会（搾取社会）では、社会の一部（奴隸所有者、封建領主、資本家階級）が生産手段を独占しているために、社会の生産を担つてゐる奴隸、農奴、賃金労働者階級は自分たちの生活に必要な労働をこえてさらに支配階級のために剩余労働をつけ加えねばならない。社会主義社会では主要な生産手段は全人民の所有に転化し、搾取者がいなくなつたために、全人民の労働の成果は剩余労働部もふくめてすべて全人民のものになる。問題はどのように分配されるかということであるが、社会主義の段階では「労働に応じた分配」がなされる。しかし、全部分配してしまえば、つまり「自分たちのつくったものを全部おれのものだとなしうる」としたら社会はなりたたない。

したがつて、大内氏も武藤氏も小ブルジョア社会主義者と同じく、「全生産物や全収益を、労働者に分配してしまつことが、搾取をなくする事だ」というような幼稚な誤りをおかしているが、しかし、労働の「全収益」を「全て労働者に分配してしまえば」、第一に社会主義的蓄積が不可能である。社会主義社会はたゞざる拡張再生産（社会主義的蓄積）によつて、全人民の福祉向上と自由な発展とをたえず保障していくなければならない。蓄積が忘れられたら社会の発展は完全にストップしてしまう。

第二に、社会主義社会では医療・教育は無料で、年金・住宅・社会保障なども国家の手によつて完全に保障され、ますます充実している。この社会的消費ファンドからの無償分

1984年8月11日発行

昭和52年12月10日第三種郵便物認可

社会通信 No.238

配も、労働の全収益を全部分配してしまつたらできなくなる。社会が教育だけでなく、まさに「働くことでのきない子供や高齢者を養」わないならば、社会主義とはいえない。そして、「労働に応じた分配」（それはまだ「賃金」という言葉が使われているが、その内容はすでに搾取関係から分配関係に転化していることはいうまでもない。そしてこの労働報酬は、労働生産性の向上に応じて、したがつて全人民的消費フォンドの増大に応じて計画的に引き上げられていることもいうまでもない）だけではなく、医療・教育の無料化など社会的消費フォンドからの無償分配は、労働力が商品でなくなり、搾取が廃絶されたという条件のもとではじめて可能となる。

その他、国家が残っているかぎり行政費や国防費なども全人民の労働の成果から控除しなければならないが、経済的にいちばん無駄な浪費は国防費である。資本主義社会では剩余労働部分は利潤や利子などとして資本家階級に取り上げられた上に、さらにブルジョア独裁の國家を維持するために税金を搾取される。そして、その搾取された税金は、さらに独占資本の利益のために軍需産業などに湯水のように使われるから国防費は必然的に肥大化する。しかし、社会主義社会には、軍需産業などによってもうける資本家はいないから、国防費のような無駄な、しかも莫大な費用が少なくてすめばすむほど、それだけ社会主義社会の発展はテンボを早めるはずである。とくにソ連のばあいは、きわめて悪い気象条件を克服して農業の生産性を高めるためにも、シベリア開発を大々的にすすめるためにも、国防費を少しでも削減したいが、そのためにもたえずおしすすめてきた平和共存・平和外交の政策が最近のレーガン、中曾根の反動政策によつてまきかえしをうけていることはいうまでもない（これはわれわれの責任でもある！）。

さて、武藤論文にもどると、氏は「全収益なり、付加価値を全て労働者に分配してしまえば、再生産する為の資金や働くことのできない子供や高齢者を養う資金がなくなり、社会の進歩や生活の向上は困難となる」という。たしかに、「全収益を全て分配してしまえば」、さきにみたように「社会の進歩や生活の向上は困難となる」どころか不可能となるからそんな馬鹿げた社会はありえないが、「付加価値」ならば、それをすべて分配してしまっても「再生産」自体はできるのである。「付加価値」とはもともと経営分析の用語であり、企業活動にかんする指標にすぎないから、こういう概念を用いること自体がそもそも非「科学的態度」であるが（マルクスが『コータ綱領批判』で批判したように「全収益」という用語のほうがもつとあいまいで非科学的ではあるが）、「付加価値」を文字通りに生産過程において新たに創造され、付加された価値という意味にとるならば、それは生産物価値から生産手段の価値を控除した残額ということになるから、それを分配してしまっても単純再生産自体はできるのである。しかし、拡張再生産はできないから、やはり「社会の進歩や生活の向上」は不可能となる。いずれにせよ、この文章は理論的にまちがつているだけでなく、言葉の使い方自体も支離滅裂であり、無茶苦茶というほかはない。

このように、搾取の問題すらわかっていないような人たちがつくつた「社会主義の構想」や「ニュー社会党宣言」が「科学的」であろうはずがなく、したがつて、こんなものにもとづいて「科学的態度」で討論せよとよびかけるほうが無理なのである。
だから、全党員に「科学的」な討論をよびかける前に、まず『八〇年代路線』や『構想』の非科学性を批判すべきである。（なお、「人間疎外」の問題については、社会主義協会発行のパンフレット「『道』の擁護と『社会主義の構想』批判」を参照）。

◇ 林大鳳氏を悼む ◇

日本労働運動の機関車を失つた

私たちは、京都の労働運動のみならず、日本労働運動の機関車を失なった。

中央および京都の労研センター代表幹事、林大鳳さんは、七月一五日午前一〇時、療養中の京都国立病院で肺ガンのため亡くなられた。満六一歳。

岩井章氏におこしたいたい、「三・一八京都労研センター春闘討論集会」での演説が最後のものとなつた。そこで力強い「團結ガンバロウ」をされてから一週間もたたない三月二六日に、「カゼをこじらした」と入院されて三カ月半。七月一七日、京都社会党左派の理論研究会“五月会”代表の岡本隆一氏（党府本顧問）が葬儀委員長として見守るなか、家族と多くの同志におくられ、帰らぬ人となつた。

労研センター運動に尽力

林さんの晩年は、労研センター運動にすべてをかけていた。生ある限り、たたかう労働者の砦を守るために、労研センター運動前進に尽くされた。私たちがお見舞いにうかがうと、「こんなときにはまない。六月一日の中央労研センター総会にはぜひ行きたい。〇月〇日の中斎幹事会はもしわしが行けなかつたら誰か代わってほしい。もうすぐ退院して京都の第二回総会をやろう」と。病床から何度も電話をされ、資料も作つて送られた。

林さんは二年前にも同病院に入院されている。そのとき直腸ガンになつていて、肺に転移してしまつたといふことだ。医師でもある岡本先生は「林君は弱音をはかん男だからなあ」と言われた。ひょっとしたら、前回入院時から林さんは自らの病気を知つておられたのかもしれない。二九歳から中執となり、二度四期にわたつて中央委員長をつとめた労本部に、常任顧問を解任され、二〇数万の糧道を断たれても、生命と時間のある限り、日本労働者の命運を左右する最重要課題である労研センター運動に、力を注がれた。

現場の実態と敵の戦略をふまえた“組織づくり”を実践

自らを語らなかつた林さんである。林さんの略歴をまとめてみて驚いた。

林さんは七九年度に勤労中央委員長をおりられて、京都、大阪で活躍されることになつた。八〇年一二月に大阪中央地区評議会の再編成をおこない、初代議長。八三年五月一三日に“全国に先駆けて”京都労研センターを結成し、初代代表幹事。そして八三年一月二日には、地元で、宇治市労働者協議会を結成し、初代会長。また八二年七月からは社会党京都府本副委員長に就任し、党内左派の会合“鳳（おおとり）会”を結成し、党強化のために尽力された。

「大量失業時代」を迎えたためには、実態討論だけでは不充分である。現場の実態と敵の攻撃戦略をふまえた“組織づくり”こそ一にも二にも必要である。林さんの実践はそのことを教えている。

最後まで国鉄闘争に“心”

中央労研センターの皆さんのお見舞を携えて病床にうかがったときである。林さんは痰壺を脇に置き、寝たきりで、もはやお腹から声が出ずウワ言のように、「二つのことを言われた。「国会、あれはなんだね」と。そして、「国労の順法闘争はどうかね」。それが最後のお見舞になってしまった。

林さんはまさしく機関車のような性格であったが、単純な「根性論」ではなかつた。亡くなられる間際まで全体情勢を冷静に、鋭く把握させていた。それが腹にきちっと坐っていたからこそ、死の不安にもたじろがず、最後まで頑張れた。

ここまできた労戦右翼再編のなかで、総評解体の阻止は、民間では全国一般、官公労では国労が、全民労協あるいはその官公労版にはいらざにたたかい抜けるかどうかにかかっている。この二つ以外にはない。

不覚にも林代表幹事を追悼し、その意志を継ぐ決意の場となつた、七月二一日の京都労研センター第二回総会では、国労中執・渡辺和彦氏の記念講演を受けた。中央では国労、自治労、日教組の三青年部が「反行革、総評労働運動強化」をめざす六・二七青年総決起集会を開催し、大成功をおさめたと聞く。

「労戦再編とは、職場における反行革の思想をめぐる攻防だ」などと問題を矮小せず、全体的視野に立ち、具体的運動と連携を密にして進めるべきときである。林大鳳さんの最後の言葉が、今も私の耳に残っている。

悲しみを反独占の怒りに

朝鮮半島をめぐる核戦争の危機、トマホーク配備、「政党法」、全斗煥訪日など、まさに戦後日本が「総決算」されようとしている。労研センターとは非常事態の運動である。私たちは労研センターに「はいった人はいらない人で対立をしない」などということを「確認」したり、「決議」したりしているほど暇ではない。

早く、一人でも多く、労研センターに「はいる人」をつくりだすために、全力をあげなければならぬ。古い幹部の「立場」と「しがらみ」や、若い活動家の「実態」と「悩み」は、本気になつたまじめな実践のなかで克服されていくだろう。

京都においては、「基本構想反対」の原案をめぐって「昨年来再開されない地評大会問題に加え、来夏の京都市長選、「四年に一度の革新陣営への洗礼」である八六年春の府知事選がある。中央における全民労協の連合体移行、官公労の右翼的労戦「統一」とあいまつて、八六年は京都においても天王山といえる。

この八六年を目前にひかえ、林大鳳さんを失つた意味ははかりしれない。

突然の逝去に呆然自失しているとき、困難ななかで「労研センター会員連絡会」を結成し、奮闘されている北海道の同志より、逸早く激励の手紙が届いた。

「京都のたたかう仲間の皆さん、悲しみを、独占資本、政府自民党への怒りとし、本当に労働運動を職場から建て直していくことをお互いに誓いたいと思います。」

林さんは、労研センター運動を先頭にたつてたたかうことによって、生活苦と心労が重なり死期を早めたことは事実である。悲しみを反独占の怒りにかえて、京都労研センターに結集している同志は最後までたたかいたことを決意している。そして林大鳳さんの名前は、階級闘争を誠実に勇気をもつてたたかつた者のみが与えられる碑に、しっかりと刻みこまれるだろう。

（稻村 守）

「男女雇用機会均等法案の周辺」(2)

政府案は日本の女の恥

野党の結束が第一条件

六月二六日に衆議院本会議へ出された政府の「男女雇用機会均等法案」は、社会労働委員会へまわされ、七月三日、十日と審議された。十日には、社会、公明・民社・社民連四党が共同でまとめあげた対策を提案、その上にたって、一七日、二四日と、火曜日ごとに社労委で攻防戦が続くわけである。

それだけに、政府・独占資本側としては、「野党結束」の中の弱い環から突きくずしをねらうことは当然であろうし、その一端がみてとれるのが七月一三日の朝日新聞の小さな記事である。それは、民社党・塚本書記長が一二日の同盟中央評議会での挨拶の中でこの法案にふれ、「何とか今国会で成立させたい」という立場でいるが、社会党が文句をつけてきたので、見通しが立たなくなってきた」とのべ、今国会では継続審議になる可能性が強いとの見方を示した、と報じたもので、野党内の調整が困難な状況におかれていることをかいまみせている。

一方、労働四団体と四八婦人団体は、「こんな政府案を通しては日本の女の恥」という思いをこめ、野党が結束を貫いて闘うよう精力的な働きかけを続けている。

「恥かしい」政府案

政府案が女性たちに「恥かしい」とまで憤激させている問題点をみよう。

まず第一に指摘しなければならないことは、女性の労働権を基本的人権として認めず、福祉としていることである。(しかも、ついこの間福祉をゆすりたかり呼ばわりしたのはどこの党であったか。)

政府がその批准のために最低限のつじつま合わせでお茶ををごそぐとして焦っている国連の「女性差別撤廃条約」は、前文で、国連憲章、世界人権宣言、国際人権規約、国連とその専門機関が採択した条約、決議、宣言、勧告等を考慮に入れて「女性に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に違反するものであり……」として、女性が政治、経済、文化等すべての分野で平等の権利をもって生きることは、平和と人類社会の発展に欠くことができないとの考えにたってあらゆる女性差別撤廃を決意し、各条文を示しているのである。したがって、国内の法制度の整備はこの基本をふまえるのが当然であり、またそうでなければ批准も意味をなさないと考えるのが常識であろう。

この常識を、女性の働く権利確立にむけて一步押し進めようとしたのが、雇用平等法要求の運動であった。

明治以来の女子労働の搾取にまでさかのばらなくとも、今日の国家独占資本主義の搾取構造が、どんなに女性の低賃金と無権利の状態から巨大な致富をなしたか。性差別を拡大再生産しながら女子労働を沈め石として全勤労諸階級をしばりあげてはいるか。少し考えてみれば明らかなことである。

権利をうばい、恩させがましいお恵みにすりかえることで職場末端から戦後の労働法制を空洞化し、書きあらためにやっきとなってきた政府・独占資本が「均等法案」においてもさらにその姿勢を誇示しているのである。

「平等」の語はいつさい使わず、単独立法にもせず、一九七二年に施行した「勤労婦人

「福祉法」の改正、という形で出してきたことがそのかまえを明白にしている。

「勤労婦人福祉法」は、既婚女性が出産・子育て期間に退職、「無業の主婦」としてすこし、子供に手がかかるなくなったらパートや臨時雇で再就業、といいういわゆる「M字型雇用」（就業中の女性の数をグラフで示すとM字型になるのでそういうわれる）に押しこめられ、無権利・低賃金のパート・臨時が増大した時期に政府の労働力政策で作られたものである。当時この法律は、女は子供を持つたら仕事を辞めるのが当然、家事、育児は女の天職であり、それと両立させるために再就職はパート・臨時雇で当然とする考え方を社会に固定化させていく役割りを果たすものとして、働く女性たちに批判されながら、しかし、反対勢力の力およばず成立したのであった。

女性が健康をそこなうことなく、働きながら安心して結婚・出産・授乳の時期を過ごせるように、母性の保障は社会的なされなければならないということと、家庭に対する責任を男女がともにないながら労働者としても男女が平等に遇せられるということは、人間の生活をありていに考えてみれば、当たり前の権利である。ILOにおいても、この考えは一五六年条約等に明らかにされてたよう、に進歩してきたのである。

政府の「均等法案」はこうした最も基本的な理念については全く頗つかむりをしたまま、目的を「福祉の増進」においている。だから、この基本理念にに関する野党側の質問に対し、決して「権利」という言葉を口にしない。一言も出さないのである。

問われる生き方と生活

婦人少年問題審議会は、六余年という歳月をかけて議論したあげく、答申に両論併記という異例の型をとらざるをえなかつた。にもかかわらず、政府がこの審議経過と答申を無視した内容の案を出したということを、よく記憶しておかねばならない。

さまざまな「審議会」がつくられ答申が出る。その分、国会での審議がうすめられセレモニー化されながら、しかし形の上では「国会を通る」結果の重さが国民の肩にのしかかってくる傾向の強まる中で、審議会で強力に論戦を張り、国会審議にその力をひきつごうとすると、答申はかくも無視される。

当然のことながら、職場や地域での運動を通して世論の厚みをつくりあげていく闘いが国会闘争には不可欠であり、それは長期的なまえを要するものである。

職場の生活、家庭・地域の生活の中に、基本的人権としての男女平等を根づかせていく過程を、一人一人がどう紡ぎ出していくのか。そしてそれをどう組織的な力にするのか。政府・独占資本に突きつけた要求は、とりも直さず、労働者側にも生活のありようを、生き方を問い合わせてくる課題である。

中曾根首相は女性観を問われた答弁の中で「女性にはまずよき妻であり、よき母であつてほしいと思っている」といった。けれども男性観は？と問われたとして「男性はまずよき夫であり、よき父であつてほしい」などとは決していわないであろう。よき職業人であつてほしいとは云つたかもしれないが。ましてや、男女が共によき職業人であり、なおかげ、よき夫、よき妻、よき父、よき母であつてほしい。そのためには労働時間の短縮、深夜業は極力へらして、年休をふやし、賃金をひきあげるところから端緒として手をつけいかねばならぬ、などとは決していわない。

実効性をもつ男女雇用平等法要求の運動は、男女が共に人間らしく働き、人生を自立的に創造していく、そのためと共に闘おうという、女性から女性へ、女性から男性へのメッセージをも内包していることを汲みとつてほしい。

（和）

「臨教審」「労戦」で白熱した討論

— 日教組第六〇回大会の報告 —

はじめに

「社会通信」第二三三六号（八四年七月二一日）に、「教育労働運動通信」第五号から、「教育労働者は『教育荒廃』にどうたちむかうか」が転載されています。日教組がかかえる諸課題がうまく整理されています。ですから、私は「教育臨調」、「労戦」問題にしぼつて報告したい。

久しぶりに正常な大会

日教組は昨年、一昨年と正常に大会を開くことができませんでした。右翼の妨害と政府・自民党的日教組攻撃が露骨さを増していいるからです。今年は沖縄県、久しぶりに正常な大会となりました。

政府・独占の「教育臨調」構想

まず「教育臨調」についてです。大会論議に入る前に、政府・独占の「教育臨調」構想にふれておきたい。

第一は法案についてです。「教育臨調」設置法案は、(1)教育改革が今日の緊急課題だから、その適切な推進のための安定的方策のため総理府に審議会を置く、(2)審議会は総理大臣の諮問に応じ教育改革にかかる重要事項を総合的に調査審議する、(3)教育基本法の精神にのっとるとともに広く国民の理解、協力を求める、目的とし、委員二五人は文相の意見を聞いて総理が任命、任期は三年とする、としているのが組織的な特徴です。

現在、この構想のもとに三つの法案が準備されています。その第一は教員免許法の改悪案です。現行の一級と二級の二本立を特修、標準、初級と格差を拡げ、競争主義、能力主義人事管理をこれまで以上に強化するのがそのねらいです。第二は国定化をねらう教科書統制法（仮称）制定の動きです。第三は日本育英会を改悪し、現行の無利子貸与制を有利子制にするものです。戦後民主教育の柱の一つは「教育の機会均等」です。これを裏付けるのが「無利子貸与制」ですから、教育費公費負担主義を覆えす悪法です。

第二は「教育臨調」のねらいです。二つあります。第一は「改」憲という長期戦略、第二は日本資本主義・日の丸という二つの戦士養成のため、能力主義教育のいっそつの強化です。具体的にはこう構想されています。

まず日経連の方針です。それは(1)中学校義務教育制度の見直し、(2)私大教職員のスト権容認は国庫補助金との関係で問題、(3)企業の従業員を学校に講師として派遣、(4)企業として家庭教育の方針を提起する、というものです。

次に中曾根の私的諮問機関「文化と教育に関する懇談会」の「提言」です。それは、(1)幼児期からのしつけや家庭教育の重視、(2)戦後の教育民主化や機会均等理念の信奉が教育の画一化、平等化へと形式化させ、のびやかな活力を失ったという認識で教育基本法にと

らわれない教育改革、(3)教師へのインターナンシップ制導入、というものです。

この他、中曾根フレーンの「二一世紀のための教育改革五原則」、松下幸之助を中心とする「世界を考える京都座談会」の「教育改革に関する提言」等々、枚挙に暇（いとま）がないくらいです。

これらに共通することは、すでに述べましたが、教育基本法にもとづく教育理念を抜本的に改悪し、能力主義と道徳規範確立が強調されていることです。

第三は政府・独占が組織的にも日教組攻撃を強めていることです。二月二六日、反日教組の組織が統一し、全日本教職員連盟（全日教連）がつくられました。この組織は一九五七年に日教組脱退者を中心に組織された日教連（柄木、愛媛、徳島が中心で約八万五千人）と六五年に山口を中心に結成された新教組（同盟加盟、約二万七千人）が合体したもので、「教育改革によりくむ政府の姿勢を積極的に評価し、今後、教育制度の見直しなど独自の改革案をまとめ、『教育臨調』に参画する態勢を整える」ことを方針としています。

日教組の方針は『眞の教育改革の実現』

最後に日教組の方針についてです。これまで二月の全国教研集会、三月の中央委員会、四月の臨時大会と論議をくり返し、「政治主導の教育臨調には現段階では参加できないが、与野党全体の合意が出来た場合、その段階で対応協議」というものです。

運動方針案で「教育臨調」についてこういわれています。まず、「教育臨調」の認識はこうです。

「『臨教審設置法』は、国家行政組織法、第八条によって臨時教育審議会を設置するもので、臨教審は首相直属の機関であり、会長を総理大臣が指名、委員を国会の同意ぬきで任命するなど、政権政党の教育政策を実現するためのものです。このことは教育への不当な支配・介入であり、憲法・教育基本法を否定し、教育の政治的中立を侵すものです」

さらに、たたかい方はこう述べられております。

「(1)首相直属の『臨時教育審議会』の設置に反対し、中曾根『教育臨調』による教育の国家統制強化と反動的再編成を阻止するため、教育実態総合調査の運動を強め、国民的規模の運動を学校・地域・家庭から組織し、草の根の教育改革大運動へと発展させ、眞の教育改革を実現します」

また、「行革」一般については、「反国民的な財界主導の『臨調・行革』路線を阻止し、真に労働者・勤労国民の立場にたった行財政の見直しを追求します」というものです。

「臨教審」では「フリーハンド」

大会会論議に移ります。大会直前、一つの論議がもちあがりました。田中委員長が沖縄の新聞でのインタビューに答え、「臨教審に参加するしないは枝葉の問題」と述べたことです。この発言は大会中ずっと尾を引きました。臨教審の最近の動向はこうです。

自民党が日教組に「委員になつてくれ」といっているわけではありません。中曾根自身「特定の団体の利益を代表する者に入つてもうることは考えていない」といつていているくら

いです。日教組も「参加する」などとは一度もいってはおりません。しかし、一部に「参加するのでは」との危惧、疑問がありました。四月の臨時大会では、「当面、臨教審設置法に全力をつくす。新たな事態が起きた場合、新ためて決議機関を開く」と決定し、こんにちに至っています。社党協左派や日共系は「いかなる事態があつても参加しない」といふのです。その後も、機関では一度も「参加する、しない」の論議はおこなわれてはおりません。ところが、商業紙が「参加に含み」といった記事を流すものですから、田中委員長の発言が大会でも議論になりました。修正案もかなり多く出されました。

中小路書記長の答弁は、「設置法は教育基本法の一〇条にも反したもの、政権政党の意志を反映するから危険」というものです。ところが委員長は「教育改革が幹、参加、不参加は枝葉の問題」とくり返すわけです。ですから、「修正案」という話になる。共産党系は一貫して反対の姿勢ですし、左派系の組合も「修正案」に行く。

しかし、左派系からの修正案はとり下げられました。党員協の「しばり」の問題もあると聞いていますが、委員長が「四月臨時大会決定どおりにする」と大会場で表明したからです。したがって、今度の大会で「不参加」を決めたわけではありません。いぜんとし執行部は「フリーハンド」の状況にあるといつていいように思います。

「守秘義務」に注目

七月二日付の商業紙は「日教組の代表は出ないが、日教組に関係の深い学者を間接的に出す」との記事をのせていました。この人物は日教組の代表ではありませんから、もし彼が参加したとしても日教組が決めた「新たな事態には当たらない」といえるわけです。

公明、民社は「臨教審」に賛成です。問題にしているのは、「臨教審」の委員を国会で認める、国会への報告事項にするということだけです。こうなりますと、臨教審委員は国家公務員になります。国家公務員には一般職と特別職がいます。政府役員、代議士等は特別職です。公明、民社の修正案はすでに出来ています。ところが、自民党はその修正案に、「委員はその職務上知ることのできた秘密をもらしてはならない。その職を退いたあとも同様とする」という守秘義務を課そうとしています。具体的にはこうです。

臨調委員に丸山さんがなりました。これも国会同意人事で、国家公務員になりましたが、丸山さんは「ニュース」を出し続けました。行革審では楳枝さんが委員となりやはり「レポート」を出しています。「守秘義務」が課せられますと、こういうことができなくなります。私の感想として、このように守秘義務が課せられるのは、原案よりもさらに悪くなるわけですから、「いいこと」と考えています。

「臨教審」紛糾の力は？

論議についてです。共産党系の諸君は「反対」のおうむ返しです。他方、社会党系の発言は少しばかり複雑です。たとえば、自治労では「地域生活闘争」がいわれます。これ自体はひじょうに重要で、積極的に展開されなければならないことです。日教組でも「教育改革住民運動」が昨年来、ひじょうに強く運動方針でいわれるようになっています。「教育臨調」を紛糾し、「教育荒廃」を克服するためには「教育改革国民運動」が大切だし、もちろん否定すべき中味ではありません。ところが、教育改革の住民運動の前提による職場での運動の提起が欠落しているのです。総評運動全体がそうかもしませんが。私

はこうしたことにたいする問題意識がまったく浮き彫りにされなかつた大会だつたようになります。

ですから、臨教審設置法反対のたたかいと職場にあらわれている教育の荒廃、教育労働者の分断が結びつけ、討論されなかつたことです。現場の教育労働者が大会議論から、「よし、やろう」との確信をえたかといえば疑問です。つまり、臨教審に「参加するか、しないか」だけの論議に流れてしまつたのではないかということです。

労戦「統一」問題の論議は不十分

第二に労戦問題です。大会方針案の記述は次のようなものです。

「労働戦線の統一にあたつては、これまで堅持してきた反独占・反自民の階級的視点を明確にし、政治反動と民主教育破壊、労働者（組合）の分裂、支配を許さない立場から、あらゆる労働組合が大結集できる統一をめざします。

日教組は、総評民間単産の統一的対応にあたつて、ひきつづき五項目の補強見解の実現を総評に求め、全的統一をめざし、あくまで分裂と再編を排除する労働戦線統一を追求します。

また、官公労の統一の動きに対しても、五項目の補強見解・民間の全的統一の実現を前提に慎重に対処します。

なお、日教組は教育労働戦線の母体であることの確認し、ねばり強く統一への対応をすすめます。

また、継続討議となつてゐる「労働戦線統一綱領草案」については、引続き職場討議をすすめます」

従来どおりの主張です。この方針で日教組が総評内で発言していれば今日の状況はなかつたはずです。国労などの場合もそういうえりますが、それだけに、中味の論議が問われていたのですが、不十分な論議に終わりました。

官公労の「統一」問題、つまり全民労協型の官公労「統一」方針に反対の修正案が出されました。たとえば、東京（高）は、「官公労統一準備会設置にはあくまで反対」、千葉（高）では「全民労協と同一の基調にたつ官公労統一反対」、北海道の「官公労統一は全民労協の轍を踏むことなく反独占・反自民の階級的視点にもとづいて……」という修正案は否決され、明確な批判視点のない「五項目補強見解をあいまいになしくずしにし、全民労協が活動にふみ出したことをきびしく批判し、基本構想は認められないとの観点を明確にし、引き続き右より統一に反対」との福島の修正案をうけ入れて終わっています。福島の修正案は官公労統一については何もいっておりません。

最後に私の感想です。「教育臨調」をどう全国統一のたたかいにするか、そのための基盤となる職場からのたたかいの再構築をどうはかるか。これが今年の日教組大会に課せられた課題でした。しかし、そうはならなかつたというのが私の感想です。

「臨教審」参加の「是非」をめぐる議論に終始してしまつたからです。共産党系の諸君は「政治主義」ですから最初から問題になりません。そこで社会党左派系の姿勢が問われていたのですが。

この一〇年間を総括し、展望が明らかに

—全電通反合研総会から—

全電通反合理化研究会の第一回総会が、東京の「読売ランド」で六月一六日／一八日と二泊三日で開催された。

今回の総会の意義は、国鉄・電々の「民営化・分割」などに代表される「行革」攻撃、あるいは、「新しい社会の創造」—社会主義の構想で明らかなように、社会党の右傾化、また、右翼的労戦「統一」による総評労働運動の右傾化などの階級情勢の中で、この一〇年間、苦闘を強いられたがらも、闘い続けてきた全電通反合研の闘いの総括をおこない、職場から企業別の枠を超えて、他産別の労働者、活動家と共に、反「行革」統一闘争を一杯に追求し、社会党・総評労働運動の階級闘争路線づくりに努力をすることの認識を深めることである。

すなわち、全電通反合研が、三池闘争の闘いと総括の中から創出された「長期抵抗・統一路線」にまなびながら、この一〇年間、闘い続けてきた中で、まんだ到達点を総括討論し、自分たちが闘い識った「長期抵抗」の階級闘争路線に確信を深めることであり、同時に、次の闘いを展望をした、闘いの不十分さを大胆に総括をすることにあつた。紙面の制約上、特徴的な内容について報告をしたい。

「金にかえられないものをつくり出した」

総会全体を通しての特徴は、一言でいえば「全電通反合研の闘いは、金にかえられないものをつくり出してきた」と感想を述べているように、全電通反合研の闘いに確信を深めあつた総会であった。

全電通反合研一〇年という意味も含めて、多くの来賓の方々が多忙の身でありながらも出席をいただき、各々の闘いから卒直な問題提起がされた。

「権利問題研究会」の福田徹代表からは「最近は労働者は理論家のいうことを聞いてやればよい、と凄いことをいう人がいる。労働者の闘いから、まんぶこともなくして理論はない。体制的合理化の中で多くの仲間が離れていったが、それは科学的社会主義の座標を見失つたからではないか。

電々特殊会社に一〇兆円プラス一兆円で新会社をつくることは借金での経営を前提。民営化されてからは、さらに、徹底的な合理化、権利剥奪になる。民営化になれば、金融資本が、民間企業の参与のかたちで飛びつくだろう。権利闘争を通して抵抗することによって、三池のC.O闘争のような政策闘争ができる。木下裁判闘争を通して職場での権利闘争を強めることが求められている」と問題提起がされた。

私鉄反合研の代表からは「私鉄も高度成長の時、事業拡大をし、過疎、過密の矛盾が拡大。自動車産業の影響を受けたのが、国鉄と私鉄、職場が合理化でなくなる中で『雇用が守られれば、きつい労働もガマンをする』という考え方が出てきている。資本の枠の中での闘いでは資本主義の枠を超えない」と反合研で討論。京成では、安全闘争に対して、資本が、活動家に処分攻撃（指導責任）をかけてきている。非常に苦しく困難であっても、

生命と権利を守る反合理化闘争として、原則にもどって闘い続けることを考えている」と提起がされた。

国労反合研代表からは「国労内部の不統一を通じて、当局が時間差、地域差の攻撃を強め、例えば、権利が確立をしている職場には『やり過ぎ』『すぎ論』の攻撃をし、統一闘争の条件を奪つてきている。このような中で、反合研の仲間たちは精一杯に抵抗をし続けているが、全体的に後退を余儀なくされている。この点を含めて総括をし、反撃の闘いにむけての方針について討論を進めている」と現状と闘いの決意について提起がされた。

社青同の善明委員長からは「今日の階級情勢の中では、『長期抵抗』の路線にもとづいた労働運動づくりが求められている」と強調した問題提起がされた。

「実態・要求・闘争・学習」の視点で

全電通反合研一〇年間の総括討論は、「生休闘争、『早朝夜間時間問題』、頸腕闘争と連続闘争として闘つてきたが、頸腕り病者が、『頸腕は合理化病』といきなり言い切ったのではない。合理化とは何かの学習。頸腕とは何かを医学的見地から学習。あるいは呼量（作業量）と要員の関係を、電々合理化の歴史的推移との関係で考える中で『頸腕は合理化病』ということに到達した。今日まで、なぜ闘い続けられたのかは、どんな場合でも、仲間との信頼関係を大事にし、仲間と共に成長する努力をしてしたことではないかと総括をしている。しかし、一九七四年の千葉問題以降、なかなか大衆闘争として組織できなかつた弱さは、職場での『五人組』づくりが不十分だったと総括をしている」（千葉）。

「分会の役員を七年間やつてきたが、職場の労働者を信頼しきれなかつた自分自身の弱さから職場の中で孤立化させられて、職場に行くのもいやだつたという実態を自己批判し、二年前から『メモ闘争』をおこない、職場で話せる仲間と『水曜会』という小さな團結体をつくり、『メモ化』を討論し、それを職場の班会議で討論しながら、KYT（危険予知訓練）など『小集団活動』に大衆的な力で抵抗をしてきてている。今では、『分会事務室では元気がよく、職場では元気がない』ということから、分会事務室では元気がなく（大多数が右派執委）職場では元気がよい』というふうに自分自身が変わつてきている。これは仲間とやってきた成果だと思う」（岐阜）。

「七七年の電報合理化反対闘争で、当局と全電通労組の処分攻撃で、職場の仲間は、配転され、バラバラにされた。最近一年に一回配転をした仲間と会つてはいるが、バラバラになつた仲間の中でも、配転先の職場で、超勤拒否を含めた抵抗をしている。あるいは、五〇kmの定期代を請求して闘つてゐる仲間もいる。電報反合で闘つた労働者は、バラバラになつても、もとの闘いのことを忘れてはいない。労大・まなぶでソ連に行った時に、公社から『あいつと口をきくな』といわれている中で、カンパをしてくれた。今の職場の実態は、電話運用の職場から配転した婦人が、子供を保育所にあづけるために、車を冬の場合でも三〇kmしか出せないので、六〇kmの速度で飛ばしてきている。その実態の中で、自分の妻が、うつ病で一年半、入院していることも含めて話しをしてきている。今の職場は、合理化で一年には廃局になる。この合理化に対しても職場の仲間と討論をし、『配転調書』を拒否し、逆に一〇項目の要求を出して抵抗をしてきている」（富山）。

「一九七四年の千葉問題は、電々公社の準備された組織づくりの中でやられたことが、総括をしてみて分った。あらためて、資本の組織づくりをまんだ。敗け続ける中で、八年に総括をし、その中で、①職場要求が出ていた時には、みんな元気で前進をしている。
 ②社青同が口を開くことによって、仲間も聞く。③学習をキチンとしよう。④あたり前の組合運動、職場集会など積み上げることによって組合民主主義を前進させるし、労働運動の右傾化をおしとどめる——の方針を出し、△実態・要求・闘争▽のスローガンで職場要求闘争をはじめた。だが、七八年から八三年において、職場要求を出しても円満解決、組合員から要求がないということが出はじめしてきた。それは、会社が『予算がない』という攻撃で、組合員が『要求してもとれない』と変ってきた。これでは聞えないということで、大衆的な学習会を開いて組合員と共に学習を強める必要があると総括をし、学習をしてきている。これまでの公社の攻撃でやられる中で、自分で組織づくりをしようと、自分も変ってきたのだから仲間も必ず変ると確信を持ち、反合闘争を土台とした労働者は社会の主人公だ、本当に主人公の労働者が、こんな扱いをされていいのか、組合の主人公は組合員だ、その組合員が、こんな扱いをされてよいのかと、そういう思想というか、組織づくりをめざそうといふことで、△実態・要求・闘争・学習▽という視点での組織づくりをしようと、いうのが総括の中味である。また、闘い続けられてきた原因の一つとしては、この一〇年間、仲間との『マルクス・エンゲルス選集』の学習が大きな力になっている」（千葉）——など、総括の報告が出された。

はじまっている日常闘争強化

以上の報告の一部でも明らかのように、この一〇年間の敗北の闘いの連続の中で、各人が鍛えられ、長期抵抗の思想、構えで、日常闘争に全力をあげようという努力がはじめられている。また、公社、全電通労組の異常な弾圧、処分、差別、分断、配転、解雇攻撃、合理化攻撃の中で、資本主義とは何か、労働組合運動とは何かを、理論的だけでなく、身体で闘い識ると同時に、職場の労働者との団結づくりの難しさを学んできている。闘いの停滞の原因も資本の攻撃、仲間の不十分さに求めていた弱さを総括討論の中で、停滞の原因は自分たちの闘いの弱さにある、自分自身の中にすることを学び、自分自身がより人間的（社会主義者に近づく）に成長しない限り、職場の労働者との団結なり大衆的な闘争ができるないという教訓をひき出してきている。

また、敗け続ける中でも、学習をし続け、その中で日常的な闘いの問題を討論をしてきたことが、「長期抵抗」の階級闘争路線に確信をもたせると同時に、闘い続ける力になつていたことも明らかにされたといえる。

だが、全電通反合研十年間の総括討論ははじめたばかりであるし、必ずしも、法則的な総括の内容になっていない不十分さがある。

以上の討論を踏えて、総会の意義である、反「行革」統一闘争に全力をあげることを確認して総会は終った。